

令和2年11月24日

令和2年第12回玉川村農業委員会会議録

玉川村農業委員会

令和2年11月24日玉川村就業改善センター産就室に於いて第12回玉川村農業委員会を開催した。

◎ 出席委員

(13名) 1番 小針 金之 9番 小針 保敏
2番 鈴木 正志 10番 倉鎌 利治
4番 石森 博信 11番 有賀 昇
5番 須藤 安昭 12番 吉村 明美
6番 高林さくみ 13番 仁井田 健
7番 渡邊 利秋 14番 眞弓 泰行
8番 八木 喜孝

◎ 欠席委員 3番 鈴木 正浩

◎ 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名
主査 佐久間 充

◎ 本日午後1時30分、八木職務代理が開会を宣言した。

◎ 玉川村農業委員会憲章の斉唱。

◎ 会長あいさつ。

◎ 本日会長より提案した議案、別紙のとおり。

◎ 慣例により会長が議長となり、議事録署名人について次の2名を指名した。

8番 八木 喜孝 9番 小針 保敏

◎ 議 長 それでは議事に入ります。議案第39号農地法第3条第1項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議 長 次に、議案第39号番号1の調査員 小針保敏委員から、調査報告をお願いいたします。

◎ 9 番委員 議案第39号番号1について、調査結果を報告させていただきます。

(小針 保敏)

11月16日、高林浅光推進委員、事務局2名とともに現地確認をいたしました。申請地は、小高字下川田■■番、中字天神前■■番、■■番、■■番、中字天神■■番■、■■番■、中字上大川原■番■、■■番、■■番■、■■番■、竜崎字小川原■■番の11筆であります。

現地確認後、譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんに話を伺いました。

譲渡人の■■■■さんは、今後の方針として、息子である■■■さんに農業経営を譲りたいということでありました。そのため、今回、生前贈与となる所有権の移転に向けた農地法第3条の申請になったとのことであります。

譲受人の通作距離については、それぞれの農地まで車で10分程度の距離にあり、親が作っていたものを継承するもので現状の変更はありません。また、地域との調和要件についても地域の取組みに協力、調整を行うとのことであります。

両人とも承知しており、特に問題は無いものと思われまます。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の小針委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。
- ◎ 7 番委員 (渡邊 利秋) 公簿が宅地となっている土地は、地目変更するののか。
- ◎ 事 務 局 以前住宅であった土地から新築場所が変更し、元の場所にハウスを建て耕作することとなりました。今回の許可決定により地目も改められることと思われまます。
- ◎ 議 長 その他ございませんか。
- (なしの声あり)
- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第39号番号1を原案どおり決定することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第39号番号1は、原案どおり可決されました。次に、議案第40号農地法第5条第1項の規定による許可申請意見決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- (朗読・説明)
- ◎ 議 長 事務局より説明がりましたが、議案第40号番号1の調査員 須藤安昭委員から、調査報告をお願いいたします。
- ◎ 5 番委員 (須藤 安昭) 議案第40号番号1について、調査報告させていただきます。
- 11月16日、高林浅光推進委員と事務局2名とともに現地確認をしました。申請地は、小高字南畷■■番■で、公簿が畑、現況は雑種地です。場所は議案書を参照してください。
- 現地確認後、譲受人の■■■■■■■■■■と譲渡人の■■■■■■■■■■さんに話を伺いました。
- の敷地内で、駐車・物置スペースが手狭になり、今回の申請地を、平成3年頃から駐車場、物置敷地として利用していました。
- しかし、今回、登記簿を確認したところ、地目が畑となっており、農地転用許可が必要であることが判明し、農地法第5条の農地転用許可の申請になったとのことでもあります。
- 申請地は、あぶくま高原道路玉川インターチェンジ出入口から300m以内にある事から第3種農地となり、転用が可能です。
- また、周辺の状況としては、国道と県道の交差点に面した農地であり、雨水の排水処理についても、一部は自然浸透、一部は県道の既存側溝へ流されており、心配ないものと思われまます。
- この件について、両人とも、当時農地法に対する知識がなかったとはいえ、深く反省しており、今後この様なことがないように十分に注意し、

◎ 議 長 それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第40号番号2を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第40号番号2は、原案どおり可決されました。次に、議案第41号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明お願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議 長 ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第41号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第41号は原案どおり可決されました。本日の議事は以上でございます。次に番号6のその他に入ります。

(事務局より「その他」の事項についての説明を行う。)

6 その他

1 次回日程 令和2年12月24日(木)午後1時30分
玉川村就業改善センター 1階 産就室
※ 総会終了後、第3回連携会議を開催予定。

2 令和2年度石川地方農業委員会連合会会長研修会について

◎ 事務局 資料に基づき説明。会長出席

3 農業者年金加入推進について

◎ 事務局 資料に基づき説明。

◎ 議 長 その他ありませんか。

◎ 10番委員 (倉鎌 利治) 利用権設定の項目で賃借の記載が様々だが、記載する決まりはあるのか。また、議案の中で年齢がある場合のない場合があるが、理由はあるのか確認したい。

◎ 事務局 農地法第3条と4条・5条で様式が異なっており、申請書の記載項目を基に議案書を作成しているため、議案により記載が異なっております。

また、利用権設定の賃借欄の記載内容ですが、借受人と貸付人との契約内容がわかるように記載してもらっており、決まりはありません。

- ◎ 10 番委員 双方の話し合いで決めたことを記載するということですね。
 (倉鎌 利治)

- ◎ 議 長 農業委員会として賃貸借の内容を決めて示すことはできない。双方で決めてもらうしかない。農業委員として相談を受ければ、過去の例を助言することぐらいではないだろうか。

- ◎ 議 長 その他ございませんか。

 (なしの声あり)

- ◎ 会 長 それではないようでありますので、その他を終わります。

- 7 閉 会 高林職務代理者

- ◎ 午後 2 時 5 分総会終了